

放課後等デイサービス事業所に対する行政処分について

2つの事業者が運営する放課後等デイサービス事業所等について、児童福祉法(以下「法」という。)の規定に基づき、監査を実施してまいりました。

その結果、以下の7事業所において、それぞれ不正の事実を確認しましたので、法第21条の5の24第1項に基づき、事業者に対し、令和6年10月11日付けで行政処分を行うとともに、不正に請求し、受領していた給付費について、法第57条の2第2項に基づく加算金等を含めた額を返還するよう求めましたので、御報告いたします。

1 行政処分の対象**(1) 事業者** ※2事業者が以下の事業所を一体的に運営

名称	代表者	所在地
一般社団法人京都府あおぞら会	平田 育久 (代表理事)	下京区四条大宮東入る立中町 502
リンクナチュラルジャパン株式会社	平田 育久 (代表取締役)	下京区四条大宮東入る立中町 502

(2) 事業所

事業者：一般社団法人京都府あおぞら会			
名称	所在地	指定年月日	提供するサービス
あおぞら円町	右京区花園藪ノ下町 3-12	H26. 11. 25	放課後等デイサービス
あおぞら御池	中京区衣棚通御池下る長浜町 148	H28. 6. 10	放課後等デイサービス
あおぞら七条	下京区観喜寺町 1 番地	H29. 3. 1	放課後等デイサービス
あおぞら西院	中京区壬生森町 26-10	H30. 3. 1	放課後等デイサービス
あおぞら太秦	右京区太秦安井馬塚町 2-8	H30. 3. 20	放課後等デイサービス
あおぞら外大前	右京区西院東貝川町 19	R3. 3. 15	放課後等デイサービス
事業者：リンクナチュラルジャパン株式会社			
あおぞら梅小路	下京区観喜寺町 1 番地	H30. 6. 13	放課後等デイサービス

※いずれの事業所も定員10名

2 監査の実施状況

(1) 実施期間

令和5年5月29日から（現在も継続中）

(2) 実施内容

書類調査及び関係者からのヒアリング

3 行政処分内容及び事由

本事案については、多数の事業所において給付費の請求に関し不正があったうえ、児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）の配置の実態と異なる届出を行っていたこと、定員超過を回避するため利用実績を操作していたこと、さらに、本市が法に基づき提出を求めた資料について虚偽の内容を記載して提出したこと等から、指定取消又は指定の効力の一部停止の行政処分を行った。

事業所	処分内容 (効力発生日)	不正 請求	実態と異なる 申請・届出	利用実績 の操作	虚偽報告
あおぞら円町	指定取消 (令和7年1月1日)	○	○	○	○
あおぞら梅小路	指定取消 (令和7年1月1日)	○	○	—	○
あおぞら西院	効力の一部停止6か月 (令和6年10月12日)	○	○	○	—
あおぞら御池	効力の一部停止3か月 (令和6年10月12日)	○	—	○	—
あおぞら七条	効力の一部停止3か月 (令和6年10月12日)	○	—	○	—
あおぞら太秦	効力の一部停止3か月 (令和6年10月12日)	○	—	○	—
あおぞら外大前	効力の一部停止3か月 (令和6年10月12日)	—	○	—	—

※効力の一部停止の内容：新規利用者の受入停止

4 本市への返還金額

約1億2,292万円（加算金含む）

事業所	返還金額	うち加算金額
あおぞら円町	約7,058万円	約1,989万円
あおぞら梅小路	約2,400万円	約395万円
あおぞら西院	約1,811万円	約10万円
あおぞら御池	約526万円	約8万円
あおぞら七条	約21万円	約6万円
あおぞら太秦	約214万円	約10万円

あおぞら外大前	約 262万円	—
合計	約1億2,292万円	約2,418万円

※ 返還金額は、給付費のほか加算金、市独自助成の返還分を含む。

※ 加算金は、偽りその他不正の行為により支給を受けた給付費の額に100分の40を乗じて得た額を支払わせる。

5 処分の原因となる事実

(1) 不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）

ア 児発管の欠如に伴う不正請求

(ア) 概要

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に基づき、児発管を1人以上配置し、そのうち1人以上は専任かつ常勤でなければならないところ、専任かつ常勤の児発管を配置していない状態にあったにもかかわらず、適正に配置しているものとして不正に給付費を本市に請求し、受領した。

(イ) 事業所・減算不算定の期間

あおぞら円町：令和元年9月～令和3年11月

あおぞら梅小路：令和3年6月～令和4年3月

イ 定員超過利用に伴う不正請求

(ア) 概要

1日につき15名を超える利用（定員超過）があったにもかかわらず、定員超過利用減算を免れる目的で、定員超過はしていないものとして、不正に給付費を本市に請求し、受領した。

(イ) 事業所・減算不算定の日数

あおぞら円町：14日、あおぞら西院：8日、あおぞら御池：9日、

あおぞら七条：6日、あおぞら太秦：4日

(2) 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第11号）

事案1：実態と異なる申請・届出

ア 事業所

あおぞら円町、あおぞら梅小路、あおぞら西院、あおぞら外大前

イ 概要

あおぞら円町、あおぞら梅小路及びあおぞら西院について、専任かつ常勤でない者を、児発管として就任当初から継続して配置していたにもかかわらず、適正に配置するものとして本市に届出を提出していた。

また、あおぞら外大前について、当時配置していた児発管が、実態として、事業者が運営する他事業所で勤務するようになり、4か月にわたり児発管不在

の状態であったにもかかわらず、本市に必要な届出を行わない等、漫然とこの状態を放置し、また、事業者として勤務実態を容易に確認し是正できたにも関わらず、これを怠った。

事案2：利用実績の操作

ア 事業所

あおぞら円町、あおぞら西院、あおぞら御池、あおぞら七条、あおぞら太秦

イ 概要

1日につき15名を超える利用（定員超過）があったにもかかわらず、定員超過利用減算を免れる目的で、利用実績の付替え（当日の一部利用者が系列の「事業所②」を利用し、「事業所①」の利用者が15人以下であったように装う）を行っていた。

また、本市が減算の必要性を指摘した際、本市に対し事実と異なる説明を行うとともに、利用実績に関する挙証資料を捏造して本市に提出していた。

(3) 虚偽報告（法第21条の5の24第1項第7号）

ア 事業所

あおぞら円町、あおぞら梅小路

イ 概要

(ア) あおぞら円町

事業者は、令和2年10月8日に実施した実地指導において、本市が法の規定により提出を求めた「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（以下「勤務形態一覧表」という。）（令和2年7月、同年8月の本件事業所における従業員の勤務実績を記載するよう求めたもの）」に、児発管として届出のあった従業員1名について、少なくとも26日分につき、実態とは異なる勤務実績を記載し、本市に報告した。

(イ) あおぞら梅小路

事業者は、令和3年7月27日に実施した実地指導において、本市が法の規定により提出を求めた「勤務形態一覧表（令和3年5月、同年6月の本件事業所における従業員の勤務実績を記載するよう求めたもの）」に、児発管として届出のあった従業員1名について、少なくとも21日分につき、実態とは異なる勤務実績を記載し、本市に報告した。

6 今後の取組

(1) 運営指導

事業者に対して、業務管理体制の整備並びに人員配置基準及び定員の遵守等について、指導を行う。

(2) 利用者への対応

ア 事業者の取組

事業者から、利用者に対して説明を行うとともに、特に指定取消を行う2事業所の利用者に対しては、今後の放課後等デイサービスの利用について意向を確認し、必要な支援が継続されるよう、他事業所での受入調整等を行う。

イ 本市の取組

事業者に対して、利用者への説明及び他事業所での受入調整を行うよう指導しており、引き続き、指定取消の効力発生日までに全ての利用者について受入先の確保等ができるよう対応する。

(3) 全市的な取組

ア 事業者に対する周知

市内の全放課後等デイサービス事業者に対して、本事案の概要について周知し、適正な事業の運営について注意喚起を行った。

イ 未然防止・再発防止の取組

市内の障害児通所支援事業等を行う全事業者を対象とした集団指導等、あらゆる機会を活用し、不正行為の防止について、周知徹底を図っていく。